

---

**大阪市大正区役所**  
**広告入りテレビモニター**  
**設置事業者募集要項**

---

**令和7年2月**  
**大阪市大正区役所**

## 大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置事業者募集要項

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

### 1. 施設の概要

#### (1) 名称

大阪市大正区役所

#### (2) 所在地

大阪市大正区千島2丁目7番95号

#### (3) 開庁時間

月曜日～木曜日・第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分

金曜日 午前9時00分～午後7時00分

その他、臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日時等）

土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

#### (4) 来庁者数

約500人／1日（平日）、職員数 約190名

※この数値は、今後の来庁者数を保証するものではありません。

### 2. 募集内容

#### (1) 案件名称

大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置

#### (2) 募集する広告の種類及び設置場所

| 設置する広告媒体                    | 使用許可場所                   | 台数 | 最低使用料※<br>(月額・税抜) |
|-----------------------------|--------------------------|----|-------------------|
| 広告入りテレビモニター<br>(42インチ程度のもの) | 大正区役所2階<br>窓口サービス課待合スペース | 1台 | 35,000円           |

※1 設置事業者は、広告入りテレビモニターの設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び大阪市財産条例（昭和39年条例第8号）の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という）が必要となります。

※2 最低使用料には消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という）を含みません。使用許可の際は消費税等（10%）が加算されます。なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

#### (3) 募集内容

別紙「大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置 仕様書」のとおり

#### (4) 設置（使用許可）期間

使用許可の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に申し出を行い、承認を得たうえで、1年毎の期間で更新ができるものとします。また、更新を希望しない場合は、使用許可期間満

了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

更新については、当初の使用許可開始期間から通算5年（最長で令和12年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※ 本市の土地活用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や本市の指導に従わない場合は更新を認めません。

使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

### 3. 掲載できない広告

大阪市行政財産広告取扱規則第3条及び大阪市大正区役所行政財産広告掲出要領第2条の各号に該当するもの。

### 4. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 広告事業について、3年以上の実績を有していること。
- (3) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿中「04：映画等制作・広告・催事、印刷」に登載されていること。
- (4) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- (6) 申込受付開始の日から事業者決定の日までの期間について、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

### ※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

### ※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの  
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの  
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

## 5. 申込方法等

### (1) 申込受付期間

令和7年2月6日（木）～令和7年2月26日（水）

午前9時30分～午後5時まで（ただし、午後0時から午後1時までの間を除く）。

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

### (2) 申込受付場所

大阪市大正区千島2丁目7番95号（大正区役所5階）

大阪市大正区役所総務課（庶務グループ）

### (3) 申込に必要な書類

①応募申込書（本市所定様式）

②誓約書（本市所定様式 A4サイズ両面）

※ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

③<法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

④<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し

※③④については発行後 3 か月以内のものに限ります。

⑤国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し。国税は納税証明書（その 3）に限ります。

⑥事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和 5 年分の所得税確定申告書の写し

⑦設置予定機器の仕様書（様式自由）

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（送付、電話、ファックス、電子メールによる受付は行いません。）

(5) 応募資格について

応募受付以降に応募資格要件をみたさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けた者は価格提案を行うことはできません。その通知が価格提案日の 2 営業日前までになれば、応募資格があることを承認したものとします。

6. 質問事項

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 6 日（木）～令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

質疑書（本市所定様式）により、上記期間内に電子メールにより送信してください。電話、来訪など口頭による質問は受付いたしません。送信の際には、メール件名を「**大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置事業者募集にかかる質問**」と入力の上、送信してください。

送信先メールアドレス：[th0001@city.osaka.lg.jp](mailto:th0001@city.osaka.lg.jp)

(3) 回答日及び掲載場所

令和 7 年 2 月 18 日（火）に大正区ホームページへ掲載します。

掲載場所：大正区ホームページ＞入札契約情報＞市有財産の使用許可の公募

(<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/category/3188-5-0-0-0-0-0-0-0.html>)

ただし、質問がない場合は掲載しません。

7. 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

価格提案書提出の日時 令和 7 年 3 月 4 日（火）

午前 10 時から 10 時 30 分までに価格提案書を提出していただき、午前 10 時 30 分から価格

提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市大正区千島2丁目7番95号（大正区役所5階）

大阪市大正区役所総務課 501 会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

①価格提案書（本市所定様式）

②委任状（代理人により応募しようとする場合。本市所定様式）

③実印（代理人により応募しようとする場合は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

①価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印（実印）の上、入札箱に投函してください。

②価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。なお、押印について、価格提案者本人にあっては実印、代理人にあっては委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。

(5) 応募価格（提案使用料）の表示

応募価格は、月額使用料（税抜）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

①価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。

②応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

③価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

①最低使用料を下回る価格によるもの。

②応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

③指定の日時まで提出しなかったもの。

④応募者の記名押印（実印または委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）がないもの。

⑤本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの。

⑥同一価格提案審査について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。

⑦同一価格提案審査について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。

⑧同一価格提案審査について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。

⑨応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

⑩訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

⑪価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。

⑫その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高額となる価格提案をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

決定後は、設置予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

8. 設置予定事業者の手続き

(1) 設置予定事業者に決定した者は、速やかに「行政財産使用許可申請書」（本市所定様式）を提出のうえ、広告主の募集を行ってください。

(2) 細部について協議を行ったうえで、「大阪市大正区役所広告掲出許可申請書」（本市所定様式）を提出していただきます。なお、掲出許可は応募申込書及び誓約書に記載された名義で行います。

9. 設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合

10. その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書等を熟読してください。
- (2) 応募者は、設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (3) 応募申込み及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。

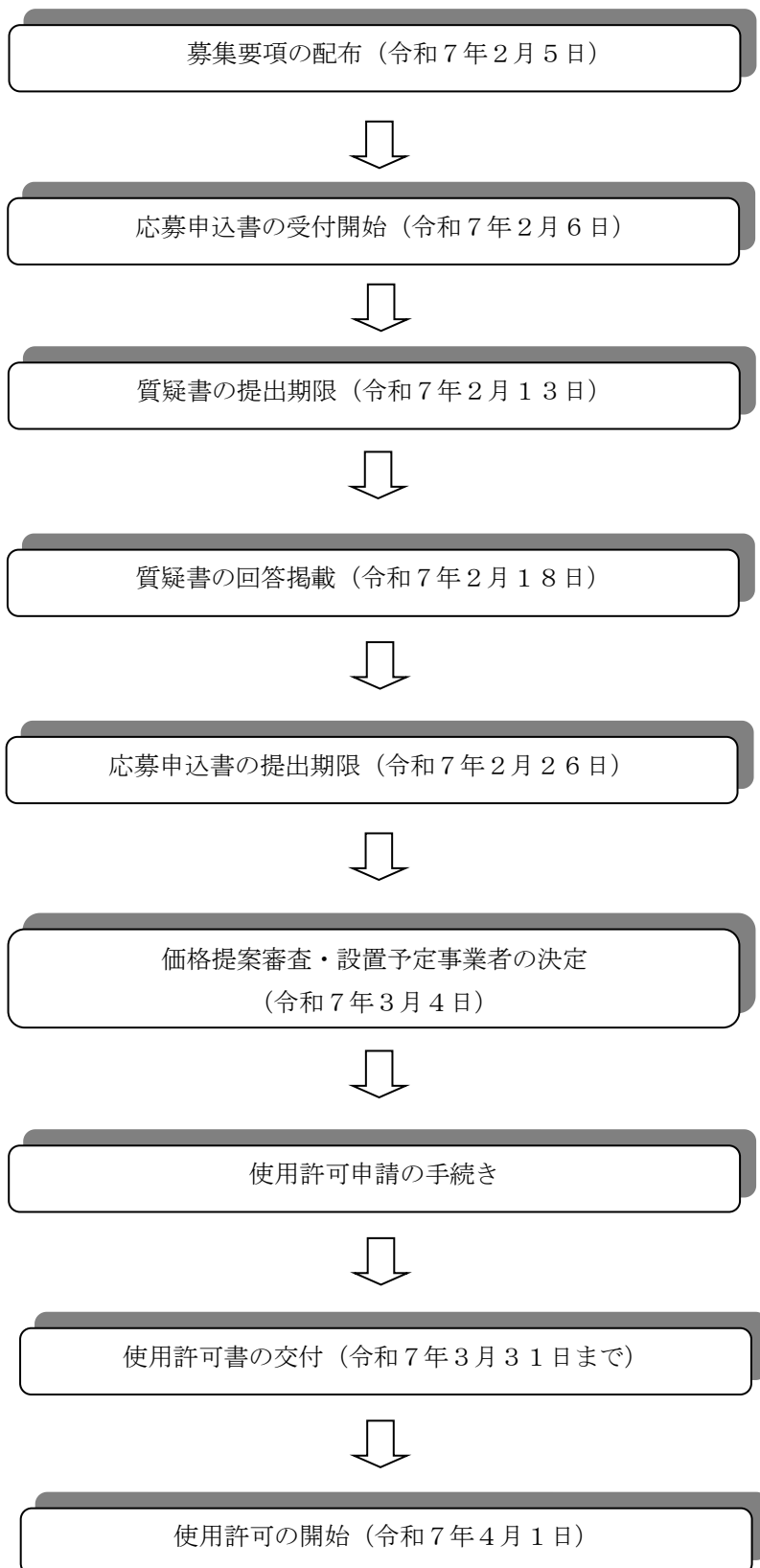
11. 本要項に記載する書類の提出及び担当

大阪市大正区役所総務課

所在地：〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号（大正区役所5階）

担当：真野 電話：06-4394-9626

## 設置までのスケジュール



受付番号

令和 年 月 日

応募申込書

大阪市長 横山 英幸 様

募集要項の各条項を承知の上、大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置事業者募集について、次に掲げる事項を誓約した上で、次のとおり申し込みます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 広告事業について、3年以上の実績を有していること。
- (3) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿中「04：映画等制作・広告・催事、印刷」に登載されていること。
- (4) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当しない者であること。
- (6) 申込受付開始の日から事業者決定の日までの期間について、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (7) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

なお、設置予定事業者に決定した場合、設置予定事業者名及び決定金額を公表することに同意します。

1 申込者 住 所  
(所在地)  
電 話 番 号  
E - M A I L  
氏 名  
(担当者氏名)

## 2 添付書類

①誓約書（本市所定様式 A 4 サイズ両面）

②<法人>印鑑証明書

<個人>印鑑登録証明書

③<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります。）

<個人>住民票の写し

※②③については発行後 3 か月以内のものに限ります。

④国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し。国税は納税証明書（その 3）に限ります。

⑤事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 令和 5 年分の所得税確定申告書の写し

⑥設置予定機器の仕様書（様式自由）

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

実印

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例に基づき、行政財産の使用から、暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を使用許可から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、次の行政財産の使用に際して、暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

(使用財産の表示)：大阪市大正区役所

2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

## ○大阪市暴力団排除条例 (抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
  - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
  - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
  - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
  - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
  - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

## ○大阪市暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

住 所

氏 名

(事務担当者)

氏 名

電 話

E-MAIL

| 質問内容                                 |
|--------------------------------------|
| <div>(記入例；募集要項 P 番号 の〇〇〇〇について)</div> |

# 価格提案書

令和            年            月            日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置事業者募集において、下記の金額で当該物件の設置事業者として使用許可を希望します。

住所

氏 名 印

|                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |   |
|------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|---|
| <div style="text-align: center;">             応 募 価 格           </div> |  |  |  |  |  |  |  |   |
|                                                                        |  |  |  |  |  |  |  | 円 |

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は月額使用料（税抜）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

## 価格提案書の記載についての注意事項

- (1) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないでください。必ず、楷書でボールペン又はペンなどで記載してください。
- (2) 「年月日」欄は、価格提案の実施年月日（令和7年3月4日）を記入してください。
- (3) 「住所、氏名」欄及び「実印」は、「応募申込書」の記載内容と一致するようにしてください。

ただし、代理人（委任状が必要）が価格提案をする場合は、「住所」「氏名」欄に委任状の「委任者」欄に記載した「所在地」「法人名称」及び「代表者氏名」を記載し、さらにその下に「上記代理人」と記載し、委任状の「受任者」欄に記載した「氏名」を記載し、「受任者」欄に押印した「印」を押印してください。

- (4) 「金額」欄は、1 枠に 1 字ずつ算用数字「1、2、3……」で記載し、金額の前枠に「¥」又は「金」を記載するか、押印による『留印』をしてください。
- (5) 応募価格には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- (6) 誤って記載し訂正する場合は、その部分を二重線＝で抹消し、訂正印を押印のうえ正しく書き直してください。

「金額」欄を訂正する場合は、誤った数字だけではなく、金額全てを二重線＝で抹消し、訂正印を押印のうえ、金額すべてを正しく書き直してください。

- (7) 使用許可を希望しないこととなった場合は、必ず価格提案書の「金額」欄に「辞退」の旨を記載して提出（投函）し、価格提案書を持ち帰らないでください。
- (8) 「最低使用料（予定価格）」を下回る価格提案は無効となりますので、十分注意してください。また、価格提案書の記載事項に不備があれば、内容により無効となる場合がありますので注意してください。

## 価 格 提 案 書

令和7年 3月4日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置事業者募集において、下記の金額で当該物件の設置事業者として使用許可を希望します。

住 所 大阪市中央区本町1丁目4番5号  
株式会社 連調

氏 名 代表取締役社長 管財太郎  
上記代理人 大阪 花子

代理人が提案するときは、氏名の下に上記代理人と記載し、代理人の氏名を記載してください。

大阪

印

応募者本人が押印する場合は実印を、代理人が押印する場合は委任状に押印している代理人の印鑑を押印してください。

| 金額の前<br>に留印 |  |  |   |   |   |   | 応 募 価 格 |   |   |  |
|-------------|--|--|---|---|---|---|---------|---|---|--|
|             |  |  | ¥ | 5 | 5 | 0 | 0       | 0 | 円 |  |

- ☐ 応募価格は、本市が設定する最低使用料以上の金額を記入すること。
- ☐ 応募価格は月額使用料（税抜）とします。
- ☐ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」をつけて下さい。

※金額欄訂正の場合は、誤った数字だけでなく、金額すべてを訂正し訂正印を押印して下さい。

(例) 1,235 円 を 1,335 円と訂正する場合

1,335  
(正)1,235      ~~3~~  
(誤)1,235

委 任 状

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

( 委 任 者 )

住 所

氏 名 印



下記の者を代理人と定め、貴市における大阪市大正区役所広告入りテレビモニター設置  
事業者募集要項に付帯する一切の権限を委任します。

( 受 任 者 )

住 所

(所 在 地)

氏 名



行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

申請者 住所

氏名

実印

(電話

)

次のとおり、貴市の行政財産を広告掲出のため使用したいので、許可くださるよう申請します。

なお、申請にあたっては、「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準等について」の内容を確認しており、使用を許可しない相手方の基準に該当する者ではないことを誓約します。

記

1. 名 称 大正区役所

2. 所 在 地 大阪市大正区千島2丁目7-6  
(住居表示) 大阪市大正区千島2丁目7番95号

3. 使用面積又は数量

4. 使用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

5. 使用目的 広告入りテレビモニター設置

6. 添付資料

①位置図 ②使用計画図 ③その他市長が必要と認める資料

大阪市大正区役所広告掲出許可申請書

令和 年 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

申請者 住所  
氏名

担当 者 名  
連 絡 先  
E - M A I L

次のとおり、貴市の行政財産を広告掲出のため使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

- 1 名 称 大正区役所
- 2 所 在 地 大阪市大正区千島2丁目7-6  
(住居表示) 大阪市大正区千島2丁目7番95号
- 3 使用面積又は数量
- 4 広告掲出の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
- 5 添付資料  
①位置図 ②広告原稿 ③その他市長が必要と認める資料